

第1回 金沢区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	平成29年12月12日(火) 10時00分～11時40分
開催場所	金沢区役所3階3号会議室
出席者	選定委員：浅谷委員、魚谷委員、影山委員、下城委員、三輪委員、山岸委員、山口委員、山中委員 事務局：新井福祉保健センター担当部長、飛田福祉保健課長、鈴木高齢・障害支援課長、小林地域包括ケア推進担当係長、内堀介護保険担当係長、佐々木事業企画担当係長、長田事業企画担当職員、櫻井事業企画担当職員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者なし) ※公募要項に関する審議事項については、非公開。
次 第	開会 委員紹介 事務局説明 議事 1 委員長及び職務代理者選出 2 会議の公開・非公開について 3 評価基準及び審査方法について 4 公募要項及び応募書類について 5 その他 閉会
議事内容	1 委員長及び職務代理者選出 互選により、委員長に影山委員、職務代理者に山口委員を選出した。 2 会議の公開・非公開について 選定委員会運営要綱第9条及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第31条に基づき、原則公開。ただし、公募要項の内容等に関する事項や応募法人のプレゼンテーション後の審査・採点等に係る事項については、非公開とする。 【質疑応答】 委員：応募法人のプレゼンテーションは公開とするが、その内容を他の法人の参考にできないようにするにはどのような形で行うのか。 事務局：書類等の法人名を隠す形を考えている。またプレゼン

テーションの際も法人名を言わずに行うことを予定している。

委員：我々委員にも分からないのか。

事務局：そのとおり。法人名が分かると審査の際に先入観を持ってしまう恐れがあると考えている。

3 評価基準及び審査方法について

横浜市健康福祉局から示されたひな形に基づき、金沢区で作成したものを事務局より説明、提案した。

【質疑応答】

委員：最低基準が合計点数の60%となっているが、これ以外に「委員の誰かがいずれかの項目で最低点の1点をつけた場合はその事業者は候補から外す」というものも加えてほしい。どこかの項目で最低点がつく事業者にはやってほしくない。もちろん委員が1点をつける場合にはその合理的な理由を説明する責任がある。すでにこのようなルールを設けている事例もある。

委員：逆に、落としたいがために1点をつける、といった悪用もありうるのではないか。また、例えば一人だけが1点をつけて落とされ、裁判になった場合にどのような説明になるのだろうか。

委員：私たちはそれぞれ選ばれて委員になっている。区長から信頼を受けている私たちですから、意図的な点数をつけることはあってはならない。裁判については、逆に不適切な事業者を通してしまった場合にどう説明するかということもある。

事務局：事例を参考にしながら案を作成し、委員長と相談して決めたい。

4 公募要項及び応募書類について

横浜市健康福祉局から示されたひな形に基づき、金沢区で作成した施設ごとの公募要項及び応募書類について事務局より説明、提案した。

【質疑応答】

特になし。

5 その他

事務局より今後の予定などを説明した。

【質疑応答】

特になし。

【資料1】

- (1) 横浜市金沢区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会名簿
- (2) 横浜市金沢区における地域ケアプラザ等の指定管理者の選定等に関する要綱
- (3) 横浜市金沢区地域ケアプラザ等指定管理者選定委員会運営要綱
- (4) 地域ケアプラザ指定管理者の公募及び選定について
- (5) 指定管理者選定スケジュール
- (6) 地域ケアプラザの概要

【資料2】

- (1) 会議の公開・非公開について (案) (※当日配付)
- (2) 評価基準及び審査方法について (案)
- (3) 「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法について (案)
- (4) 地域ケアプラザ指定管理者選定評価基準項目 (案)

【資料3】

- (1) 横浜市富岡東地域ケアプラザ指定管理者公募要項 (案)
- (2) 横浜市柳町地域ケアプラザ指定管理者公募要項 (案)

【資料4】

- (1) 横浜市富岡東地域ケアプラザ応募書類 (案)
- (2) 横浜市柳町地域ケアプラザ応募書類 (案)

上記のとおり議事録を確認しました。

署名人 浅爪 光子

署名人 下城 輝雄